

重要事項説明書

【JEFSA 電力 ライト（電灯）・レギュラー（電灯）・電力プランJ】

本書では、当社がお客さまに電気を販売する際の条件を概説します。
詳しくは当社電気供給約款等をご確認願います。

1. お申込みの方法

当社所定の様式によりお申込みください。

2. 使用開始の予定年月日

現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として所定の手続きを完了した月の検針日または翌月の検針日となります。

3. 契約電流・契約容量

原則、現在ご契約中の小売電気事業者との契約電流・契約容量・契約電力に則り、プランの設定を行います

4. 供給電圧および周波数

- (1) 供給電圧は、ライト（電灯）、レギュラー（電灯）の場合、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトです。動力プランJの場合、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトです。
- (2) 周波数は原則として標準周波数 50 ヘルツもしくは標準周波数 60 ヘルツです。

5. 電気料金

料金は基本料金と電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。
なお、電気料金は、料金定義書の改定等により変更となる場合がございますので、予めご了承ください。

(1) ライト（電灯）

電力エリア	基本料金単価 (税込)	電力量料金*1			
		電源料金	エリア 損失率	固定従量料金	固定従量料金 単価(税込)
北海道電力管内	10 アンペアにつき 217.80 円	お客様の 30 分毎 の電力使用量*4 ×	7.9%	一月の電力使 用量 × 固定従	13.88 円

東北電力管内	10 アンペアにつき 166.10 円	{その 30 分毎の エリアプライス ÷ (1-エリア損失 率) × 1.1 (消費 税等相当額)}	8.5%	量料金単価	14.74 円
東京電力管内	10 アンペアにつき 152.24 円		6.9%		12.98 円
中部電力管内	10 アンペアにつき 137.50 円		7.1%		13.88 円
北陸電力管内	10 アンペアにつき 192.50 円		7.8%		12.89 円
関西電力管内	1 契約につき 240.90 円		7.8%		13.57 円
中国電力管内	1 契約につき 268.40 円		8.0%		14.99 円
四国電力管内	1 契約につき 297.00 円		8.1%		14.88 円
九州電力管内	10 アンペアにつき 162.24 円		8.6%		13.76 円

(2) レジラー (電灯)

電力エリア	基本料金単価 (税込)	電力量料金*2			
		電源料金	エリア 損失率	固定従量料金	固定従量料金 単価(税込)
北海道電力管内	1kW につき 217.80 円	お客様の 30 分 毎の電力使用量 *4 × {その 30 分毎のエリアプ ライス ÷ (1-エ リア損失率) × 1.1 (消費税等 相当額)}	7.9%	一月の電力使 用量 × 固定従 量料金単価	13.88 円
東北電力管内	1kW につき 166.10 円		8.5%		14.74 円
東京電力管内	1kW につき 152.24 円		6.9%		12.98 円
中部電力管内	1kW につき 137.50 円		7.1%		13.88 円
北陸電力管内	1kW につき 192.50 円		7.8%		12.89 円
関西電力管内	6kW まで 240.90 円		7.8%		13.57 円
	6kW 超 1kW につき 80.30 円				
中国電力管内	1kW につき 268.40 円		8.0%		14.99 円

	6kW 超 1kW につき 89.10 円				
四国電力管内	1kW につき 297.00 円		8.1%		14.88 円
	6kW 超 1kW につき 99.00 円				
九州電力管内	1kW につき 162.24 円				8.6%

(3) 動力プラン J

電力エリア	基本料金単価 (税込)	電力量料金*3			
		電源料金	エリア 損失率	固定従量料金	固定従量料金 単価(税込)
北海道電力管内	1kW につき 365.20 円	お客様の 30 分毎 の電力使用量*4× {その 30 分毎の エリアプライス÷ (1-エリア損失 率)×1.1(消費 税等相当額)}	7.9%	一月の電力使 用量×固定従 量料金単価	10.33 円
東北電力管内	1kW につき 457.60 円		8.5%		14.96 円
東京電力管内	1kW につき 461.14 円		6.9%		10.70 円
中部電力管内	1kW につき 412.50 円		7.1%		12.18 円
北陸電力管内	1kW につき 396.00 円		7.8%		11.07 円
関西電力管内	1kW につき 378.40 円		7.8%		10.63 円
中国電力管内	1kW につき 466.40 円		8.0%		12.07 円
四国電力管内	1kW につき 454.30 円		8.1%		12.31 円
九州電力管内	1kW につき 379.26 円		8.6%		11.65 円

*1 固定従量料金単価の内訳は、電気料金種別定義書【JEFS A 電力 ライトプラン（電灯）】別表 1.電気料金にて定めた金額となります。

*2 固定従量料金単価の内訳は、電気料金種別定義書【JEFS A 電力 レギュラープラン（電灯）】別表 1.電気料金にて定めた金額となります。

*3 固定従量料金単価の内訳は、電気料金種別定義書【JEFS A 電力 動力プラン J】別表 1.電気料金にて定めた金額となります。

*4 計量器が設置されていないお客さま、またはスマートメーターではない旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーター設置済であっても通信機能が実装されていないお客さまは、上記「電源料金」について、算定期間内の総電力使用量を 30 分単位毎で案分したものを、「お客さまの 30 分毎の電力使用量」とみなして計算いたします。

6. 工事費等

- (1) 計量器や電流制限器等は一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り換えるため、費用は原則無料です。ただし、特に多額の費用を要する場合はお客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。
- (2) 託送供給等約款に基づいて工事費負担金等、お客さまに電気を供給することに関連して一般送配電事業者から請求を受けた費用は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

7. 計量・料金算定について

- (1) 使用電力量は、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合を除き、一般送配電事業者が設置した電力計により計量します。
- (2) 料金の算定期間は「一月」とし、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とします。
- (3) 計量の結果は、料金の算定期間ごとにお客さまにお知らせいたします。

8. お支払い方法

- (1) 毎月の電気料金については当社が指定する方法にてお支払いいただきます。
- (2) 工事費負担金についてはその都度、上記同様の方法により請求させていただきますので同様にお支払いのほどお願いいたします。

9. お客さまのご協力

- (1) 需要場所への立入りによる業務の実施
供給契約の遂行上、供給場所への立入りが必要と認める場合、お客さまの承諾を得て、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。
- (2) 施設場所の提供
一般送配電事業者が、お客さまへの電気の供給に伴う設備等の施設場所の提供を求めた場合、それらの場所を無償で提供いただくものとします。
- (3) 保安に対するお客さまの協力
一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認められた場合には、一般送配電事業者に通知していただきます。

10. 契約期間

契約期間は、料金適用開始日から1年間とし、供給契約の終了または変更がない場合は自動的に1年間延長します。

1 1. お客さまからの申し出による契約の変更・解除

- (1) 契約の変更の際は、下記連絡先を通じてお申し出ください。
- (2) 他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約の際は、新たな小売電気事業者へお申し込みください。
- (3) 引越し等の理由により契約を終了する際は、下記連絡先を通じてお申し出ください。その際、当社は必要な本人確認を行います。
- (4) 契約の変更・解除に伴い一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、当社はその実費をお客さまから申し受けます。

1 2. 当社からの申し出による契約の解除

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社はそのお客さまについて電気供給契約の解約をする場合があります。なお、この場合には解約の15日前までに通知いたします。

- (1) 一般送配電事業者に電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- (2) お客さまがその供給場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかなる場合
- (3) 支払期日を15日経過してもお客さまが料金を支払われない場合
- (4) お客さまが支払を要することとなった料金以外の債務(違約金、工事費負担金その他電気供給約款から生ずる金銭債務をいいます)を支払われない場合
- (5) お客さまが毎月の料金の支払いを当社が指定した支払方法に違反した場合
- (6) お客さまが振り出し又は引き受けた手形又は小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態になった場合
- (7) (8) お客さまにつき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算又はこれらに類する法的手続きの申立てがあった場合
- (8) (9) お客さまに対する仮差押、差押、強制競売等の手続の申立てがなされた場合
- (9) お客さまがその他電気供給約款に違反した場合

1 3. その他

- (1) 現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより当社と新規にご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問い合わせ下さい。
- (2) 本供給条件事項説明書に記載のない事項については、電気供給約款および電気料金種別定義書によるものとします。

小売電気事業者：株式会社ジョヴィ
(小売事業者登録番号：A0260)

TEL：06-6261-2751

<https://www.jovy.co.jp/>

取次電気事業者：株式会社ジェフサ

TEL：06-6384-0002

<https://www.jefsa.co.jp/>